
プロジェクト IFRS S2 号に相当する基準の開発

項目 温室効果ガス排出目標

I. 本資料の目的

1. サステナビリティ基準委員会（以下「当委員会」という。）は、第 7 回サステナビリティ基準委員会（2023 年 1 月 18 日開催）において、国際サステナビリティ基準審議会（以下「ISSB」という。）の IFRS S2 号「気候関連開示」（以下「IFRS S2 号」という。）に相当する基準（日本版 S2 基準）の開発を当委員会の審議テーマとすることを決定した。
2. 本資料は、日本版 S2 基準における**温室効果ガス排出目標**に関する定めについて検討することを目的としている。本論点に関連する論点として、第 23 回サステナビリティ基準委員会（2023 年 10 月 16 日開催）において、「気候関連の指標及び目標」について検討を行っている。

II. 事務局による提案の要約

3. 本論点に関する事務局の提案を要約すると、次のとおりである（後述の第 42 項参照）。
 - (1) 日本版 S2 基準において、IFRS S2 号における温室効果ガス排出目標に関する追加的な情報の開示の定めを取り入れる。

III. ISSB 基準の理解

4. IFRS S2 号では、「気候関連の目標」に関して次のように定めている（和訳は事務局による仮訳。以下同じ）。

33	An entity shall disclose the quantitative and qualitative climate-related targets it has set to monitor progress towards achieving its strategic goals, and any targets it is required to meet by law or regulation, including any greenhouse gas emissions targets. For each target, the entity shall disclose: <ol style="list-style-type: none">(a) the metric used to set the target;(b) the objective of the target (for example, mitigation, adaptation or conformance with science-based initiatives);(c) the part of the entity to which the target applies (for example, whether the target applies to the entity in its entirety or only a part of the entity, such as a specific business unit or specific geographical region);(d) the period over which the target applies;(e) the base period from which progress is measured;
----	--

- (f) any milestones and interim targets;
- (g) if the target is quantitative, whether it is an absolute target or an intensity target; and
- (h) how the latest international agreement on climate change, including jurisdictional commitments that arise from that agreement, has informed the target.

企業は、戦略的目標の達成に向けた進捗をモニタリングするために企業自身が設定した定量的及び定性的な気候関連の目標並びに法令により満たすことが要求されている目標がある場合には当該目標に関する情報を開示しなければならない。これらの目標には温室効果ガス排出を含む。目標のそれぞれについて、企業は次のすべてを開示しなければならない。

- (a) 目標を設定するために用いる指標
- (b) 目標の目的（例えば、緩和、適応又は科学的根拠に基づく取組みへの準拠）
- (c) 目標が適用される企業の部分（例えば、目標が企業全体に適用されるのか、企業の一部だけ（特定の事業単位又は特定の地理的単位など）に適用されるのか）
- (d) 目標が適用される期間
- (e) 進捗が測定される基礎となる期間
- (f) 該当ある場合、マイルストーン及び中間目標
- (g) 目標が定量的である場合、それが絶対量目標か原単位目標か
- (h) 気候変動に関する最新の国際協定（その協定から生じる法域の約束を含む。）が目標にどのように情報をもたらしたか

34 An entity shall disclose information about its approach to setting and reviewing each target, and how it monitors progress against each target, including:

- (a) whether the target and the methodology for setting the target has been validated by a third party;
- (b) the entity's processes for reviewing the target;
- (c) the metrics used to monitor progress towards reaching the target; and
- (d) any revisions to the target and an explanation for those revisions.

企業は、それぞれの目標を設定し、レビューするアプローチ及びそれぞれの目標に対する進捗をどのようにモニタリングするかに関する情報を開示しなければならない。これには次のすべてを含む。

- (a) 目標及び目標設定についての方法論が第三者によって検証されたかどうか
- (b) 目標をレビューする企業のプロセス
- (c) 目標の達成に向けた進捗をモニタリングするために用いる指標
- (d) 該当ある場合、目標の見直し及びそれらの見直しの説明

35 An entity shall disclose information about its performance against each climate-related target and an analysis of trends or changes in the entity's performance.

企業は、気候関連の目標のそれぞれに対するパフォーマンス、及び企業のパフォーマンスのトレンド又は変化についての分析に関する情報を開示しなければならない。

5. その上で、IFRS S2号では、「温室効果ガス排出目標」に関して次のように定めている。

36 For each greenhouse gas emissions target disclosed in accordance with paragraphs 33–35, an entity shall disclose:

第 33 項から第 35 項に従って開示される、温室効果ガス排出目標のそれぞれについて、企業は次のすべてのことを開示しなければならない。

- (a) which greenhouse gases are covered by the target.
どの温室効果ガスが目標の対象となっているか
- (b) whether Scope 1, Scope 2 or Scope 3 greenhouse gas emissions are covered by the target.

「スコープ 1」、「スコープ 2」又は「スコープ 3」の温室効果ガス排出が目標の対象となっているかどうか

- (c) whether the target is a gross greenhouse gas emissions target or net greenhouse gas emissions target. If the entity discloses a net greenhouse gas emissions target, the entity is also required to separately disclose its associated gross greenhouse gas emissions target (see paragraphs B68–B69).

目標がグロス温室効果ガス排出目標か、ネット温室効果ガス排出目標か。企業がネット温室効果ガス排出目標を開示する場合、関連するグロス温室効果ガス排出目標についても別個に開示しなければならない (B68 項から B69 項参照)。

- (d) whether the target was derived using a sectoral decarbonisation approach.
目標がセクター別脱炭素アプローチを用いて算定されたかどうか

- (e) the entity’s planned use of *carbon credits* to offset greenhouse gas emissions to achieve any net greenhouse gas emissions target. In explaining its planned use of carbon credits the entity shall disclose information including, and with reference to paragraphs B70–B71:

ネット温室効果ガス排出目標を達成するために温室効果ガス排出をオフセットするための企業によるカーボン・クレジットの計画された使用。企業は、カーボン・クレジットの計画された使用について説明するにあたり、B70 項から B71 項を参照し、次のすべてを含む情報を開示しなければならない。

- (i) the extent to which, and how, achieving any net greenhouse gas emissions target relies on the use of carbon credits;

ネット温室効果ガス排出目標を達成するために、カーボン・クレジットの使用に依拠する程度及びどのように依拠するか

- (ii) which third-party scheme(s) will verify or certify the carbon credits;

どの第三者スキームによって当該カーボン・クレジットが検証又は認証されるか

- (iii) the type of carbon credit, including whether the underlying offset will be nature-based or based on technological carbon removals, and whether the underlying offset is achieved through carbon reduction or removal; and

カーボン・クレジットの種類 (基礎となるオフセットが自然に基づくものなのか技術的な炭素除去に基づくものなのか、また、基礎となるオフセットが達成されるのは炭素削減によるものか炭素除去によるものかを含む。)

- (iv) any other factors necessary for users of general purpose financial reports to understand the credibility and integrity of the carbon credits the entity plans to use (for example, assumptions regarding the permanence of the carbon offset).

企業が使用することを計画するカーボン・クレジットの信頼性及び誠実性を一般目的財務報告書の利用者が理解するために必要なその他の要素 (例えば、カーボン・オフセットの永続性に関する仮定)

- B68 If an entity has a greenhouse gas emissions target, the entity is required to specify whether the target is a gross greenhouse gas emissions target or a net greenhouse gas emissions target. Gross greenhouse gas emissions targets reflect the total changes in greenhouse gas emissions planned within the entity’s value chain. Net greenhouse gas emissions targets are the entity’s targeted gross greenhouse gas emissions minus any planned offsetting efforts (for example, the entity’s planned use of carbon credits to offset its greenhouse gas emissions).
- 企業が温室効果ガス排出目標を有する場合、当該企業は、その目標がグロス温室効果ガス排出目標か、又はネット温室効果ガス排出目標かを特定することが要求される。グロス温室効果ガス排出目標は、企業のバリュー・チェーン内で計画されている温室効果ガス排出の総変化を反映する。ネット温室効果ガス排出目標は、企業が目標とするグロス温室効果ガス排出から、計画されているオフセットの取組み（例えば、温室効果ガス排出をオフセットするための、企業によるカーボン・クレジットの計画された使用）を差し引いたものである。
- B69 Paragraph 36(c) specifies that if an entity has a net greenhouse gas emissions target it is required to also disclose a gross greenhouse gas emissions target. For the avoidance of doubt, if the entity discloses a net greenhouse gas emissions target, this target cannot obscure information about its gross greenhouse gas emissions targets.
- 第 36 項(c)は、企業がネット温室効果ガス排出目標を有する場合、グロス温室効果ガス排出目標についても開示が要求されることを定めている。誤解を避けるために記すと、企業がネット温室効果ガス排出目標を開示する場合、この目標によって、企業自身のグロス温室効果ガス排出目標についての情報が不明瞭にされてはならない。
- B70 Paragraph 36(e) requires an entity to describe its planned use of carbon credits—which are transferable or tradeable instruments—to offset emissions to achieve any net greenhouse gas emissions targets the entity has set, or any it is required to meet by law or regulation. Any information about the planned use of carbon credits shall clearly demonstrate the extent to which these carbon credits are relied on to achieve the net greenhouse gas emissions targets.
- 第 36 項(e)は、企業が設定したあらゆるネット温室効果ガス排出目標、又は法令によって満たすことが要求されるネット温室効果ガス排出目標を達成するために、排出をオフセットするためのカーボン・クレジット（譲渡可能又は取引可能な証書）の計画された使用について記述することを企業に要求している。カーボン・クレジットの計画された使用についてのいかなる情報も、ネット温室効果ガス排出目標を達成するためにカーボン・クレジットにどの程度依拠するかについて明確に説明しなければならない。
- B71 In accordance with paragraph 36(e), an entity is required to disclose only its planned use of carbon credits. However, as part of this disclosure, the entity might also include information about carbon credits it has already purchased that the entity is planning to use to meet its net greenhouse gas emissions target, if the information enables users of general purpose financial reports to understand the entity’s greenhouse gas emissions target.
- 第 36 項(e)に従い、企業は、カーボン・クレジットの計画された使用のみを開示することが要求される。しかし、その情報が一般目的財務報告書の利用者に企業の温室効果ガス排出目標を理解できるようにするものであれば、企業は、この開示の一部として、企業自身のネット温室効果ガス排出目標を満たすために用いることを計画している、すでに購入済のカーボン・クレジットについての情報を含める場合がある。

IV. これまでの経緯

公開草案に対する当委員会のコメント

6. 当委員会は、温室効果ガス排出目標に関して、IFRS S2 号の公開草案に対して次のコメントを行った。

(1) 目標に関する開示要求の記載箇所

① 目標に関しては、「戦略」の「戦略及び意思決定」においても定められていることから、ISSB は両者の異同について明確にすべきである。

(2) カーボン・オフセットに関する開示要求

① 排出目標を達成する上で使用することを意図するカーボン・オフセットに関しては、カーボン・オフセットの使用を含む幅広い選択肢から企業がどのようにして気候関連のリスク及び機会に対応することを計画しているのか、その目的や根拠について開示を要求した上で、これらの目的を達成する際の目標の開示を要求すべきであると考えられる。その上で、カーボン・オフセットを用いる場合には、その性質及び種類並びにオフセットが対象となる第三者による検証又は認証スキームに関する情報の開示を要求することが有用と考えられる。

② 「目標がカーボン・オフセットの使用に依拠する程度」に関する情報については、企業がどのようにして排出目標を達成しようとしているのかを理解する上で有用な情報であるため、要求事項とすべきという意見が聞かれる一方で、カーボン・オフセットに関する技術開発の進捗及びカーボン・オフセットの経済的合理性、さらには将来における共通インフラの開発などについて多くの不確定要素があることから、要求事項ではなく例示項目とすべきとの意見も聞かれている。

③ IFRS S2 号の公開草案では、排出回避もカーボン・オフセットに含めているように見受けられるが、IFRS S2 号の公開草案の付録 A の定義には含まれていないように見受けられるため、ISSB は、基準の中での整合性を確保し一貫した基準開発を行うべく、当該不整合に対処すべきことが考えられる。

(3) セクター別脱炭素アプローチ (SDA) に関する開示要求

① SDA を用いて目標設定がなされたかどうかを示すことは有用な情報であると考えられるため、「目標がセクター別脱炭素アプローチ (SDA) を用いて算定されたか」を開示要求とする提案に賛成する。

- ② セクター別脱炭素アプローチもさまざまなものがあり得るため、IFRS S2 号の公開草案における「a sectoral decarbonisation approach」の定義又は明確化を行うべきである。
- ③ 企業が目標設定にセクター別脱炭素アプローチを用いた場合、どのようなセクター別アプローチを用いたかについての開示を求めることも適切と考えられる。

公開草案からの変更点

- 7. 確定した IFRS S2 号における温室効果ガス排出目標に関する開示要求については、主に次の点が公開草案から変更されていると考えられる。
 - (1) 公開草案で「戦略」の「戦略及び意思決定」において定められていた気候関連の目標に関する情報の開示要求（カーボン・オフセットに関する開示要求を含む。）は、確定した IFRS S2 号では「気候関連の目標」に統合された。また、カーボン・クレジットやセクター別脱炭素アプローチに関する開示要求は、「温室効果ガス排出目標」の開示にのみ関連する開示要求として整理された。
 - (2) 公開草案で用いられていた「カーボン・オフセット」の用語は、「カーボン・クレジット」に置き換えが行われた。
 - (3) 新たな開示要求として、次のものが追加された。
 - ① どの温室効果ガスが目標の対象となっているか
 - ② 「スコープ 1」、「スコープ 2」又は「スコープ 3」の温室効果ガス排出が目標の対象となっているかどうか
 - ③ 目標がグロス温室効果ガス排出目標とネット温室効果ガス排出目標のいずれであるか。企業がネット温室効果ガス排出目標を開示する場合、関連するグロス温室効果ガス排出目標についても別個に開示しなければならない。
- 8. 前々項で示した、IFRS S2 号の公開草案に対する当委員会のコメントのうち、(1) 目標に関する開示要求の記載箇所については、確定した IFRS S2 号では「気候関連の目標」に統合され、「温室効果ガス排出目標」の開示にのみ関連する開示要求の整理が行われたことから、基準上の位置付けが明らかになったと考えられる。
- 9. 一方で、本資料の第 6 項(2)のカーボン・オフセットに関する開示要求は、確定した IFRS S2 号で「カーボン・クレジット」への用語の置き換えが行われたものの、「目標がカーボン・オフセットの使用に依拠する程度」に関する情報については、引き続き開示要求と

なっている。また、(3)セクター別脱炭素アプローチに関する開示要求は、確定した IFRS S2 号で、開示要求に特段の変更は行われなかった。

10. 以上の点を踏まえ、日本版 S2 基準において、温室効果ガス排出目標をどのように取り扱うべきか検討を行う。

第 27 回サステナビリティ基準委員会における審議

11. 本論点に関する第 27 回サステナビリティ基準委員会における事務局の提案は、次のとおりである。

- (1) IFRS S2 号における次の用語の定義を、日本版 S2 基準において定める。

「カーボン・クレジット」とは、カーボン・クレジット・プログラムによって発行され、温室効果ガスの排出削減又は除去を表す排出単位をいう。カーボン・クレジットは、電子登録により一意にシリアル化され、発行され、追跡され、無効化される。

12. これに対して、事務局の提案に反対する意見は聞かれなかった。

V. 事務局による分析

温室効果ガス排出目標と気候関連の目標の関係の整理

13. 温室効果ガス排出目標は、産業横断的指標等の 1 つである温室効果ガス排出 (IFRS S2 号第 29 項(a)) についての目標を示すものである。
14. IFRS S2 号第 33 項では、戦略的目標の達成に向けた進捗をモニタリングするために企業自身が設定した定量的又は定性的な気候関連の目標並びに法令により満たすことが要求されている目標がある場合には、当該目標について開示することが要求されている。
15. IFRS S2 号第 36 項では、温室効果ガス排出目標がある場合、IFRS S2 号第 33 項から第 35 項で要求される開示 (本資料の第 4 項参照) の他に、IFRS S2 号第 36 項に列挙された追加的な情報 (本資料の第 5 項参照) の開示を要求している。
16. ここで、IFRS S2 号の結論の根拠では、IFRS S2 号第 33 項は、気候関連の目標 (温室効果ガス排出目標を含む。) の特徴に関連する情報を開示することを企業に要求する一方、IFRS S2 号第 36 項は、温室効果ガス排出目標に具体的に関連する追加的な情報及び企業がどのようにして当該目標を達成する計画であるのかを開示することを企業に要求していると説明されている (IFRS S2 号 BC50 項)。また、温室効果ガス排出目標は、気候関

連の移行計画に関連して、低炭素経済を予想して排出を削減する企業の計画の時期及び道筋に関する情報を提供するとされている（IFRS S2 号 BC51 項）。

17. 前項を踏まえると、企業が温室効果ガス排出目標を有する場合、当該内容を理解するためには、IFRS S2 号第 33 項に基づく開示だけでは、温室効果ガス排出目標について十分に理解することができない可能性があると考えられる。それゆえ、IFRS S2 号第 36 項は、温室効果ガス排出目標に関して、IFRS S2 号第 33 項において気候関連の目標がある場合に要求する情報の開示に加えて、温室効果ガス排出目標について理解する上で有用な情報の開示を求めているものと考えられる。

他の法域によるサステナビリティ開示基準の開発状況

18. 他の法域の温室効果ガス排出目標に関するサステナビリティ開示基準の開発状況は、次のとおりである。
- (1) 欧州サステナビリティ報告基準（ESRS）¹では、「温室効果ガス排出削減目標（総量の目標）」及び「ネット・ゼロ目標」について、対象となる温室効果ガスの種類についての開示は求められていないものの、その他については詳細な開示要求が定められている。
 - (2) 気候関連開示を既に制度化しているニュージーランドでは、アオテアロア・ニュージーランド気候基準第 1 号「気候関連開示」²において、①目標が絶対総量の目標又は原単位の目標のいずれか、②目標が地球温暖化を 1.5℃に抑えることにどのように貢献するかについての企業の見解、③②で表明した見解に対する企業の根拠（第三者から提供された意見又は手法への依拠を含む。）、④目標がどの程度オフセットに依存しているか、及びオフセットが検証又は認証されているか（その場合、どのスキームの下で行われているか）について開示が要求されており、IFRS S2 号の要求事項と整合はしていないものの、詳細な開示要求が定められている。
 - (3) 2023 年 10 月に公表されたオーストラリアの豪州サステナビリティ報告基準（ASRS）の公開草案³では、IFRS S2 号第 36 項と同じ内容の開示を要求することが提案されている。なお、カーボン・クレジットの定義では、オーストラリア国内で用いられているカーボン・クレジットをその対象に含めるための修正が加えられている。

¹ https://ec.europa.eu/finance/docs/level-2-measures/csrd-delegated-act-2023-5303-annex-1_en.pdf

² <https://www.xrb.govt.nz/dmsdocument/4770>

³ https://www.aasb.gov.au/admin/file/content105/c9/AASBED_SR1_10-23.pdf

- (4) 2022年3月に公表された米国の証券取引委員会による開示規則案⁴では、温室効果ガス排出目標のみを対象とした個別の開示要求は定められていないが、気候関連の目標又はゴールを達成するためにカーボン・オフセット又は Renewable energy credits or certificates (RECs) を用いる場合、その詳細について開示を要求することが提案されている。

このように、他の法域の状況は必ずしも同じではないものの、温室効果ガス排出目標に関する詳細な開示を要求する方向で検討されていると考えられる。

事務局による検討

19. 以上の内容を踏まえ、IFRS S2 号第 36 項の個々の要求事項について、日本版 S2 基準に取り入れるかどうかを以下で検討する。

(温室効果ガス排出目標に関する開示)

20. IFRS S2 号第 36 項は、実質的に次の 5 つの内容について開示を要求していると考えられる。
- (1) 7 種類の温室効果ガスのうち、温室効果ガス排出目標の対象としているもの
 - (2) スコープ 1 温室効果ガス排出、スコープ 2 温室効果ガス排出又はスコープ 3 温室効果ガス排出のうち、温室効果ガス排出目標の対象としているもの
 - (3) 温室効果ガス排出目標は、総量目標又は純量目標のいずれによるものか（温室効果ガス排出の純量目標を開示する場合、関連する総量目標を別個に開示しなければならない。）
 - (4) 温室効果ガス排出目標がセクター別脱炭素アプローチを用いて算定されたかどうか
 - (5) 温室効果ガス排出の純量目標を達成するために使用する計画があるカーボン・クレジットについての説明

温室効果ガス排出目標の対象

21. 前項(1)及び(2)は、次のように、どの種類の温室効果ガス及びどのスコープの温室効果ガス排出を温室効果ガス排出目標の対象としているかについて開示を要求するものであると考えられる。
- (1) 前項(1)に関して、IFRS S2 号第 36 項(a)では、「どの温室効果ガスが目標の対象と

⁴ <https://www.sec.gov/files/rules/proposed/2022/33-11042.pdf>

なっているか」の開示を要求している。一方、2023年7月にISSBから公表されているIFRSサステナビリティ開示タクソノミ案⁵（以下「ISSBタクソノミ案」という。）では、当該要求事項について、7種類のガスのリストの中から該当する温室効果ガスの種類を複数選択することを要求するタグ付けが提案されている。このため、当該要求事項で求められている開示は、7種類の温室効果ガスのうち、温室効果ガス排出目標の対象としているものを明示することであると考えられる。

(2) 前項(2)に関して、IFRS S2 号第36項(b)では、「「スコープ1」、「スコープ2」又は「スコープ3」の温室効果ガス排出が目標の対象となっているかどうか」の開示を要求している。一方、ISSBタクソノミ案では、当該要求事項について、「スコープ1」、「スコープ2」又は「スコープ3」のリストの中から該当するスコープを複数選択することを要求するタグ付けが提案されている。このため、当該要求事項で求められている開示は、スコープ1温室効果ガス排出、スコープ2温室効果ガス排出又はスコープ3温室効果ガス排出のうち、温室効果ガス排出目標の対象としているものを明示することであると考えられる。

22. これらの開示は、企業がどの種類の温室効果ガス排出及びどのスコープの温室効果ガス排出を重視しているのかという点で示唆を与える情報を提供すると考えられ、企業の行動に影響を与えるものであると考えられることから、気候関連のリスク及び機会に関連する企業のパフォーマンスを理解するのに有用であり、気候関連の指標及び目標の開示目的を満たす上で必要な開示と考えられる。

総量目標と純量目標

23. 本資料の第20項(3)は、温室効果ガス排出目標が総量目標又は純量目標のいずれによるものかについて開示することを要求するとともに、温室効果ガス排出の純量目標を開示する場合、関連する総量目標を別個に開示することを要求するものである。

24. 温室効果ガス排出の総量目標は、企業のバリュー・チェーン内で計画されている温室効果ガス排出の変化をすべて反映した排出目標とされている（IFRS S2 号 B68 項）。温室効果ガス排出の総量目標は、計画されているオフセットによる温室効果ガス排出の削減量（例えば、温室効果ガス排出をオフセットするために使用する計画であるカーボン・クレジットによる温室効果ガス排出の削減量）を考慮しない、企業のバリュー・チェーン内で計画されている温室効果ガス排出目標であると考えられる。

⁵ <https://www.ifrs.org/content/dam/ifrs/project/ifrs-sustainability-disclosure-taxonomy/proposed-taxonomy/pt-cd-issb-2023-1-sustainability-taxonomy.pdf>

25. また、温室効果ガス排出の純量目標は、温室効果ガス排出の総量目標から、計画されているオフセットによる温室効果ガス排出の削減量を差し引いた排出目標とされている（IFRS S2 号 B68 項）。
26. 温室効果ガス排出の純量目標を開示する場合、関連する総量目標を別個に開示することを要求することについて、IFRS S2 号の結論の根拠では、気候関連の目標（温室効果ガス排出目標を含む。）に関する透明性を確保するためのアプローチの 1 つである旨が説明されている（IFRS S2 号 BC141 項）。また、利害関係者は、温室効果ガス排出の総量目標を達成するための取組みと、温室効果ガス排出の純量目標を達成するためのカーボン・クレジットの計画された使用が明確に区別されるようにすることを要望していた旨が説明されている（IFRS S2 号 BC153 項）。ISSB は、このような点を踏まえ、温室効果ガス排出の純量目標について理解するにあたり、関連する総量目標の情報が必要と判断したものと考えられる。
27. 温室効果ガス排出の総量目標と純量目標とでは、目標を達成するための企業のアプローチも異なると考えられるが、いずれについても目標の達成に向けた企業の行動に影響を与えるものであると考えられることから、気候関連のリスク及び機会に関連する企業のパフォーマンスを理解する上で有用であり、気候関連の指標及び目標の開示目的を満たす上で必要な開示と考えられる。

セクター別脱炭素アプローチ

28. 本資料の第 20 項(4)は、温室効果ガス排出目標について、セクター別脱炭素アプローチを用いて算定されたかどうかについて開示を要求するものである。
29. IFRS S2 号の結論の根拠では、セクター別脱炭素アプローチは、科学的根拠のある目標イニシアティブ (SBTi) などで用いられている手法であり、国際的なレベルで行われた温室効果ガス排出目標（例えば、気候変動に関する最新の国際協定を通じて設定されたもの）をセクター別のベンチマークに換算し、個別の企業のパフォーマンスを比較できるようにするセクターごとのアプローチであると説明されている（IFRS S2 号 BC150 項）。例えば、SBTi で用いられているセクター別脱炭素アプローチを採用した場合、国際エネルギー機関 (IEA) が定めたセクター別の排出原単位の改善経路に沿って温室効果ガス排出を削減することになるとされている⁶。
30. セクター別脱炭素アプローチを用いているかどうかは、脱炭素に向けた企業の行動に影響を与えるものであると考えられることから、気候関連のリスク及び機会に関連する企

⁶ 環境省ほか「SBT (Science Based Targets) について」(2023 年 9 月 30 日更新版)、p.154、https://www.env.go.jp/earth/ondanka/supply_chain/gvc/files/SBT_syousai_all_20230930.pdf

業のパフォーマンスを理解するのに有用であり、気候関連の指標及び目標の開示目的を満たす上で必要な開示と考えられる。

カーボン・クレジットの計画された使用

31. 本資料の第 20 項(5)は、温室効果ガス排出の純量目標を達成するために使用する計画があるカーボン・クレジット（カーボン・クレジットの計画された使用）についての説明について開示を要求するものである。
32. IFRS S2 号の結論の根拠では、企業の移行計画及び温室効果ガス排出目標にこれまで以上に焦点が当たりつつある状況において、多くの企業が温室効果ガス排出の純量目標を設定し、当該目標を達成するためにカーボン・クレジットを用いているとされている。また、企業のカーボン・クレジットの計画された使用について透明性のある情報を提供するように IFRS S2 号が設計されている旨が説明されている（IFRS S2 号 BC151 項）。
33. カーボン・クレジットの計画された使用に関する開示は、本資料の第 26 項に記載した、総量目標と純量目標に関する開示と関連しており、IFRS S2 号の結論の根拠では、気候関連の目標（温室効果ガス排出目標を含む。）に関する透明性を確保するためのアプローチの 1 つとして要求している旨が説明されている（IFRS S2 号 BC141 項）。また、利害関係者は、温室効果ガス排出の総量目標を達成するための取組みと、温室効果ガス排出の純量目標を達成するためのカーボン・クレジットの計画された使用が明確に区別されるようにすることを要望していた旨が説明されている（IFRS S2 号 BC153 項）。ISSB は、このような点を踏まえ、温室効果ガス排出の純量目標について理解するにあたり、カーボン・クレジットの計画された使用に関する情報が必要と判断したものと考えられる。
34. なお、IFRS S2 号 B71 項では、カーボン・クレジットの計画された使用のみを開示することが要求されるものの、温室効果ガス排出目標の理解に資する情報であれば、この開示の一部として、温室効果ガス排出の純量目標を達成するために使用するために購入したカーボン・クレジットに関する情報を含めることがあるとされている。
35. また、IFRS S2 号第 36 項(e)では、カーボン・クレジットの計画された使用に関して次のすべてを含む情報を開示することを要求している。
 - (1) 温室効果ガス排出の純量目標を達成するために使用するカーボン・クレジットについて、当該カーボン・クレジットに依拠する方法及び依拠する程度
 - (2) 当該カーボン・クレジットが検証又は認証された第三者スキームの名称

- (3) カーボン・クレジットの種類（基礎となるオフセットが自然に基づくものなのか技術に基づくものなのか、また、基礎となるオフセットが達成されるのは炭素削減によるものか炭素除去によるものかを含む。）
- (4) 使用する計画があるカーボン・クレジットの信頼性及び誠実性を主要な利用者が理解するために必要なその他の要素（例えば、カーボン・オフセットの永続性に関する仮定）
36. 前項(1)に従った開示においては、例えば、依拠する方法は、温室効果ガス排出の総量目標のうち、カーボン・クレジットを使用してオフセットする範囲に関する方針について、また、依拠する程度は、温室効果ガス排出の総量目標に対してカーボン・クレジットを使用してオフセットすることを計画している温室効果ガス排出の割合について記載することが考えられる。
37. また、本資料の第 35 項(3)に関して、次の用語の定義は IFRS S2 号において明示されていない。しかしながら、IFRS S2 号の結論の根拠及び広く見られる定義を踏まえると、それぞれ次のものを指すと考えられる⁷。
- (1) 自然に基づくオフセット：自然の炭素吸収を拡充させることにより大気中の温室効果ガスを低減させる方法⁸
- (2) 技術に基づくオフセット：科学的な技術により大気中の温室効果ガスを低減させる方法
- (3) 炭素削減：現在の温室効果ガス排出源からの排出を削減すること
- (4) 炭素除去：大気から温室効果ガスを取り出して貯留等を行うこと
38. 本資料の第 35 項(4)は、本資料の第 35 項(1)から(3)以外で、企業が使用を計画するカーボン・クレジットの信頼性及び誠実性を主要な利用者が理解するために必要なその他の要素についての開示を要求するものであると考えられる。
39. 本資料の第 36 項から第 38 項における検討を踏まえると、本資料の第 35 項の開示項目を含め、「温室効果ガス排出の純量目標を達成するために使用する計画があるカーボン・クレジットについての説明」（本資料の第 20 項(5)参照）は、温室効果ガス排出の純量目標

⁷ 本資料の第 37 項(2)から(4)は、Taskforce On Scaling Voluntary Carbon Markets Final Report (2021 年、TSVCM https://www.iif.com/Portals/1/Files/TSVCM_Report.pdf) を参考に記載している。

⁸ IFRS S2 号 BC155 項に、「自然に基づくアプローチは、植林、土壌に基づく炭素隔離及びその他のバイオマス貯留の使用などを通じて、自然の炭素吸収 (carbon sinks) を拡充させることを目指すものである。」との記載がある。

の達成に向けた企業の行動に影響を与えるものであると考えられることから、気候関連のリスク及び機会に関連する企業のパフォーマンスを理解するのに有用であり、気候関連の指標及び目標の開示目的を満たす上で必要な開示と考えられる。

総括

40. 本資料の第 20 項から第 39 項を踏まえ、IFRS S2 号第 36 項の温室効果ガス排出目標に関する追加的な情報の開示の定めについては、いずれも気候関連のリスク及び機会に関連する企業のパフォーマンスを理解するのに有用であり、気候関連の指標及び目標の開示目的を満たす上で必要な開示と考えられることから、除外すべき内容はなく、日本版 S2 基準に取り入れることが考えられる。
41. 本資料の第 36 項及び第 37 項の内容の取り入れ方としては、本資料の第 36 項の内容については日本版 S2 基準の結論の背景に、本資料の第 37 項の内容については日本版 S2 基準の本文にそれぞれ含めることが考えられる。

事務局による提案

42. 日本版 S2 基準において、次のように定めることが考えられるかどうか。
 - (1) 日本版 S2 基準において、IFRS S2 号における温室効果ガス排出目標に関する追加的な情報の開示の定めを取り入れる。

VI. 文案

43. 本資料における事務局提案を踏まえた日本版 S2 基準の文案イメージは、以下のとおりである。文案イメージは、日本版 S2 基準の内容に関する当委員会の審議のために作成するものであり、構成等については全体の文案を作成する段階で再度検討する予定である。なお、「¶ S2.X」は参考にした IFRS S2 号の項番号を示している（これは当委員会の審議のためにのみ用いるものであり、確定した日本版 S2 基準からは削除する予定である。）。

(HP では非公表)

ディスカッション・ポイント

- ① 本資料の第 42 項に記載した事務局提案について、ご質問やご意見があればいただきたい。
- ② 日本版 S2 基準の文案イメージについて、ご意見をいただきたい。
- ③ 本論点に関して、他に検討すべき事項があればご意見いただきたい。

以 上